

PTA 団体保険のお知らせ ～安心・安全な PTA 活動のために～

この保険は、PTA(育友会を含む。以下同じ。)が主催または共催する行事に参加し、その活動中の事故によりケガをした場合に補償をする「PTA 団体傷害保険」と、PTA が主催または共催する PTA 活動中に対人、対物、借用物(保管物)の事故が発生し、主催者/共催者である PTA に法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償する「PTA 賠償責任保険」と PTA が PTA 活動業務に係わり所有、使用または管理する個人情報情報を漏洩したことにより、損害賠償請求された場合に補償する個人情報漏洩保険とがセットになった団体保険です。

※この PTA 団体保険は、「高 P 連加盟のすべての単位 PTA が加入する団体保険」となっております。

(2012 年 2 月 21 日の総会に代わる臨時理事会で議決)

・保険期間:2025 年 4 月 1 日午後 4 時より 2026 年 4 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

※3. 個人情報漏洩保険は2024 年 8 月1日午後 4 時より 2025 年 8 月 1 日午後 4 時までの 1 年間

・年間掛金:1 世帯当たり 100 円(制度運営費 2 円)

・加入方法:学校ごとに単位 PTA で一括加入(団体加入)します。

<制度の補償内容>

1.PTA 団体傷害保険

傷害保険普通保険約款+PTA 団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約

補 償 項 目	補 償 金 額 (保 険 金 額)
死亡保険金	200 万円
後遺障害保険金 (障害の程度によって)	8 万円 ～ 200 万円
入院保険金(日額) (180 日限度)	3,000 円
手術保険金(1 事故につき 1 回) (手術の際の入院の有無によって)	入院中 30,000 円・入院中以外 15,000 円
通院保険金(日額) (90 日限度)	2,000 円

補償の内容

- ・PTA 連合会や単位 PTA が主催・共済する行事中に被ったケガを補償します。
- ・PTA 行事への往復途上も対象になります。
- ・細菌性食中毒も補償の対象になります。
- ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。

被保険者(補償の対象となる方)

- ・当会の会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する生徒
- ・当会の会員の同居の親族
- ・PTA 行事(*1)への参加が事前にその学校の PTA より認められている方

(*1)PTA 行事とは、日本国内において PTA が企画・立案し主催するまたは共催する行事で PTA 総会、運営委員会など PTA 会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)-原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ④病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ⑤入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ⑥妊娠・出産・早産 ⑦むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ⑧地震・噴火またはこれらによる津波 ⑨戦争・革命・内乱・暴動 ⑩放射線照射・放射能汚染 ⑪被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故⑫独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ …など

2.PTA 賠償責任保険

賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA 特別約款+児童・生徒補償対象外特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約

補 償 項 目		補償金額(保険金額)
PTA 活動の遂行に伴う 損害賠償責任 (自己負担額 0 円)	対人賠償	1 名につき 1 億円限度 1 事故につき 1 億円限度
	対物賠償	1 事故につき 1 億円限度

補償の内容

PTA が企画・立案し主催または共催する PTA 活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對して PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

被保険者(補償の対象となる方)

PTA または PTA 役員

補 償 項 目	補償金額(保険金額)
保管物に係わる損害賠償責任 (自己負担額 5,000 円/1 事故)	1 事故につき 10 万円限度 保険期間中 1,000 万円限度

補償の内容

PTA 活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對して PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

被保険者(補償の対象となる方)

PTA

お支払いする保険金

「PTA 活動の遂行に伴う損害賠償責任」「保管物に係わる損害賠償責任」 共通

①損害賠償金 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 …など

保険金をお支払いできない主な場合

「PTA 活動の遂行に伴う損害賠償責任」「保管物に係わる損害賠償責任」 共通

① 故意 ②戦争・革命・内乱・暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 …など

「PTA 活動の遂行に伴う損害賠償責任」のみ

①自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ②被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 …など

「保管物に係わる損害賠償責任」のみ

①保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して 30 日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 …など

補 償 項 目	補 償 金 額 (保 険 金 額)
法律相談・クレーム対応費用補償	1 事故につき 100 万円限度 保険期間中 1 億円限度

補償の内容

PTA および PTA の役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。
また、クレーム行為に関して、保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。

被保険者(補償の対象となる方)

PTA

お支払いする保険金

PTA が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用
顧問料は含みません。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②戦争・革命・内乱・暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④台風・洪水または高潮
…など

3.個人情報漏洩保険

業務過誤賠償責任保険 普通保険約款+個人情報漏洩特約+危機管理コンサルティング費用特約+危機管理実行費用特約

補 償 項 目	補 償 金 額 (保 険 金 額)
個人情報漏洩特約 (自己負担額 0 円)	1 事故につき/期間中 3,000 万円限度

補償の内容

PTA 活動業務に係わり所有、使用または管理する個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された
場合に被る損害を補償します。

被保険者(補償の対象となる方)

PTA

お支払いする保険金

損害賠償金、争訟費用

補 償 項 目	補 償 金 額 (保 険 金 額)
危機管理コンサルティング費用特約 (自己負担額 0 円)	1 事故につき/期間中 500 万円限度

補償の内容

PTA 活動業務に係わり所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合に、PTA が負担する危機管理
コンサルティング費用を補償します。

被保険者(補償の対象となる方)

PTA

お支払いする保険金

危機管理コンサルティング費用

(保険会社が承認した危機管理コンサルティング機関が、個人情報漏洩の発覚による悪影響を管理および最小化する
目的で日本国内で PTA に提供する危機管理サービスに関した生じた費用です)

補 償 項 目	補 償 金 額 (保 険 金 額)
危機管理実行費用特約 (自己負担額 0 円)	1 事故につき/期間中 300 万円限度 (縮小てん補割合 90%)

補償の内容

PTA 活動業務に係わり所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合に、PTA が負担する危機管理
実行費用を補償します。

被保険者(補償の対象となる方)

PTA

お支払いする保険金

危機管理実行費用

(保険会社が承認した危機管理コンサルティング機関による危機管理サービスの直接の結果として、PTA が個人情報
漏洩の発覚による悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した費用)

保険金をお支払いできない主な場合

「個人情報漏洩特約」、「危機管理コンサルティング費用特約」、「危機管理実行費用特約」 共通

①PTA 役員の犯罪行為または故意 ②財物の損壊(ただし、財物の紛失または盗難に起因して個人情報漏洩が
生じた場合は補償の対象となります。) ③戦争・テロ行為 …など

「個人情報漏洩特約」のみ

①身体の障害 ②知的財産権侵害 ③クレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に使用
されたことによって生じた経済的損失 ④回収および廃棄に伴う費用 …など

事故が発生したときの手続き

当制度の補償内容に該当する事故が発生した場合には、下記の専用窓口までご連絡をお願いします。

事故の状況や保険金の請求内容に合わせまして「保険金請求に必要な書類」等をご案内します。

尚、事故のご連絡は事故に遭われてからできる限り早めにお問い合わせいたします。(PTA 団体傷害保険は 30 日以内)

補償内容に関するお問合せ・事故のご報告窓口

■取扱代理店(事故のご報告等の専用窓口)

株式会社ベストインシュアランス 学校園安全サービス事業部

専用お問合せ番号 078-332-7176

(受付時間 午前 9:00～午後 5:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

■引受保険会社■

AIG 損害保険株式会社 神戸支店

代表電話 078-570-4300 (受付時間 午前 9:00～午後 5:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

※このチラシは保険の概要をご説明したものです。

詳細につきましては上記の取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

<事務局> 兵庫県公立高等学校 PTA 連合会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 5-5-12 兵庫県土地改良会館 2 階